



**新型コロナ感染拡大の対応策について
公共施設のあり方について**

日本共産党 松本 正幸

問 新型コロナウイルス感染拡大の第3波は、極めて深刻な状況です。感染拡大を抑えていくために、陽性となる確率の高い人たち、特にクラスターが発生すると重症化につながる病院や高齢者施設などの利用者と職員に、重点的にPCR検査を行うことが必要です。

高齢者施設などの入所者や職員などのエッセンシャルワーカーの検査の実施について、市の考え方を伺います。

答 (市長) : PCR検査については、常に医師会と調整しながら進めていますが、高齢者施設などの職員で無症状の方のPCR検査は、検査を実施した時点で陰性であっても翌日以降の保障はないため、実施する予定はありません。

答 (保健福祉部次長) : 検査の実施目的や検査体制など医師会とともに研究が必要ですので、今後も医師会と調整しながら、感染の疑いのある方など検査を必要とする方が確実に検査を受けられる体制を維持してまいります。



ドライブスルー方式によるPCR検査

問 公共施設である運動公園、北部公園、文化会館の大規模駐車場は、整備が整った段階で有料化の方向で考えているということです。年間延べ40万人以上利用しているコミニセン10館と文化センター2館に関しては、各所管が有料化について決めていくという方向です。公共施設の有料化について市の見解を伺います。

答 (市長) : 公共施設の有料化は、新型コロナウイルス感染症の影響による歳入不足に対する対策の一つですが、海老名市公共施設使用料等に関する基本方針に沿つて見直しを図っています。まずは、公共施設に付帯している駐車場を对象に有料化の検討を行うよう、現在、担当へ指示したところです。

その他の質問

- ・中小企業等の事業支援について



**パートナーシップ制度導入について
介護を担うヤングケアラーについて**

いちごの会 つつ木 みゆき

問 多様な性を尊重する社会の実現に向けて、いろいろな考え方を持つ人の生き方を認め、人を尊重するとの観点から市として、パートナーシップ制度を導入すべきと考えますかが市の見解を伺います。

答 (市長) : 本市では、LGBTに対する理解を深め差別や偏見がない社会づくりが重要と考え、啓発活動に率先して取り組んでいます。今後も国の動向を注視し、性の多様性をはじめとする、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに努めたいと考えています。

答 (市民協働次長) : 同性パートナーシップ制度の導入には、まず、LGBTなど性的少数者に対する周囲の理解を深めることが重要だと考えます。引き続き、職員への研修と市民への啓発活動を行いたいと考えています。

問 子どもたちに対して、どのようなLGBT教育を行っているのか伺います。

答 (教育部専任参事) : 平成30年度から中学2年生生徒を対象に「みんなで学ぼう～性の多様性～」についての講演会を全中学校で継続的に実施しています。これは子どもたちが偏見や差別をすることなく性の多様性を理解し、自分らしく生きていこうとする心情を養うことを目的に実施しています。

問 保護者が病気などの事情から、保護者の介護や、兄弟の世話をする18歳未満の子どものことをヤングケアラーと言いますが、ヤングケアラーだとと思われる児童生徒を把握した場合、どのような対応をとるのか伺います。

答 (教育部専任参事) : 学校からの要請に応じスクールソーシャルワーカーが教職員と家庭と連携し対応します。対応方法はさまざまですが、本人の気持ちのケアをしつつ、自立に向けた働きかけを行います。また、障がい福祉課、生活支援課、子育て相談課と連携し家庭に必要な福祉のサービスや社会制度とつなげるサポートを行います。

その他の質問

- ・オープンデータの活用実態と課題について
- ・文化財保護条例改正以降の保存管理の適正化について



**地球温暖化対策実行計画の
進捗状況について**

政進会 市川 洋一

問 令和2年も暑い夏が続き、30度超えは当たり前の日々、各地で最高気温の記録が塗り替えられました。近年では平均気温が0・85度ほど上昇していると言われています。コメなどは、出穂期に高温に当たると米粒の殻が白く変色して未熟米となり、収量が減少する高温障害が発生しています。

答 (市長) : 地球温暖化対策は世界的な課題で、各国が取り組みを進めています。菅首相の所信表明では「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」旨の発言もあり、重要性は一層高まっています。

問 本市では、2020年3月に地球温暖化対策実行計画を改定し、温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいるところです。

答 (経済環境部長) : 地球温暖化対策実行計画のうち、公共施設の温室効果ガス排出量削減について定めた「事務事業編」では、本市の事務事業によって排出される二酸化炭素を、2030年度には2016年度比で約40%削減する目標を立て、対策に取り組んでいます。

また、区域内での排出抑制などに関する取り組みを定めた「区域施策編」では、2030年度には2013年度比で26%削減するという国の目標を踏まえ、市民、事業者、行政がそれぞれできる取り組みを示し、市民や事業者の温室効果ガス排出量削減につながる施策を進めているところです。

その他の質問

- ・オーブンデータの活用実態と課題について
- ・文化財保護条例改正以降の保存管理の適正化について